

職務権限規程

I 総則

この職務権限規程は、一般社団法人日本シングルマザー支援協会（以下「当法人」という。）における各担当業務の基本的事項を示したものである。実際に担当業務を遂行する上では、いたずらに各職務にとらわれることなく、弾力的な解釈により円滑な業務運営を図らなければならない。また、業務担当を見極める上で、職務権限上、明確でないと思われる場合は、関係する各担当は、率先して協議し、円滑な業務運営に努める。ただし、協議が難航し、円滑な業務運営に支障をきたす恐れがあると判断されるときは、代表理事がこれを調整する。なお、情勢の変化その他により職務権限の改正を要すると認められる場合には、代表理事がその総括にあたり、社員総会の決議により改正する。また、この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が細則等により定める。

II 組織

当法人には、相談担当、営業担当、経理・総務人事担当、事務担当、IT担当を設置する。代表理事は、当法人を代表し、かつ、当法人の業務を総理するとともに、各担当の業務を掌理する。

III 決裁権限

業務執行等に係る決裁権限は以下のとおりとする。ただし、別途、社員総会を経た場合はそれに従うものとする。なお、その他の決裁権限については各規程等を参照するほか、下記項目欄に記載のないもの及びその解釈に疑義のある場合は、事務局とすみやかに協議のうえ、解決をはからなければならない。

1 基本的な業務執行に係る決裁権限

項目	代表理事	備考
業務運営計画	○	
全体計画	○	合議先：関連チーム ※年度予算は社員総会決議
特定チーム内に関する計画	○	合議先：関連チーム
事務務処理に関する事項	○	
他のチームと協働する事項	○	
特定チーム内に関する計画	○	
他のチームと協働する事項	○	
特定チーム内に関する事項	○	
必要な会議の開催	○	
臨時の会議招集	○	
担当内の業務分担の変更	○	連絡先：各担当
対外的文書の発信	○	連絡先：各担当

2 予算の執行に係る決裁権限

① 予算内

項目	金額	決裁
一般事業経費予算	金額の多寡によらず	代表理事
管理費	金額の多寡によらず	代表理事

② 予算超過

項目		超過額	決裁	合議
予算の超過が見込まれる 場合	一般事業経費予算	10万円以上	社員 総会	経理担当
		10万円未満	代表 理事	経理 担当
	管理費	10万円以上	社員 総会	経理担当
		10万円未満	代表 理事	経理担当

3 財産の取得又は処分等に係る決裁権限

項目		金額	決裁
固定資産の取得又は処分	有形固定資産	30万円以上	社員総会
		30万円未満	社員総会
	無形固定資産	30万円以上	社員総会
		30万円未満	社員総会
投資有価証券の取得又は処分		10万円以上	社員総会
		10万円未満	社員総会
事業外の長期貸付金・債務保証		10万円以上	社員総会
		10万円未満	社員総会
(長期差入保証金、出資金等)		10万円未満	社員総会
長期借入金		金額の多寡によらず	社員総会

附 則 この規程は、令和4年1月25日から施行する。（令和4年1月19日
理事会決議）